

岩国市立神東小学校

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたるための具体的な方針をここに定める。

令和8年4月改訂版

岩国市立神東小学校

目 次

I	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1	いじめとは	2
	(1) 定義	
	(2) 特徴及び構造	
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見・早期対応	
	(3) 家庭・地域との連携	
	(4) 関係機関等との連携	
II	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1	いじめの防止等のために学校が実施する事項	4
	(1) 「神東小いじめ防止基本方針」の策定	
	(2) 「いじめ対策組織（神東小いじめ防止対策委員会）」の設置	
	(3) 人権が尊重された学校づくり	
	(4) 豊かな心を育む教育の推進	
	(5) いじめ防止等のための具体的な取組 1 未然防止 2 早期発見 3 早期対応	
	(6) いじめの解消について	
2	重大事態への対応	11
	(1) 重大事態の判断及び報告	
	(2) 重大事態の調査	
	(3) 再調査及び措置等	
	(4) 留意事項	
III	その他の重要事項	15
IV	巻末資料	
	1 生徒指導年間計画	
	2 いじめの未然防止に向けたアクションプラン	
	3 「生活アンケート」の取り扱いについて	
	4 リーフレット「いじめ防止・根絶」～社会総掛かりでの取組に向けて～ より抜粋	

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■ 1 いじめとは

(1) 定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。——いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

<いじめか否か>

- ・表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つ。
- ・いじめの認知に当たっては、学校いじめ対策組織が中心となって「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めながら判断する。
- ・外見的にはけんかやふざけ合い、「いじり」等に見えても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。

<具体例>

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※上記には、犯罪行為や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

(2) 特徴及び構造

「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」

※いじめる児童といじめられる児童は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していると報告されている。

- ・暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返す、多くの者が集中的に行うなどにより、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめは「四層構造」になっている

いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじめている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

■ 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、「いじめは絶対に見過ごさない、許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ・家庭や地域、関係機関等と連携・協働を実現するために、いじめ防止にむけた取組を学校・学級便り等で普及・啓発する。
- ・豊かな人間性を育むために、人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。
- ・確かな学力等の生きる力を育むために、日々の「わかる授業」を研究する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ・児童の些細な変容について、朝夕の会や休み時間等あらゆる教育活動の場において注意深く観察する。
- ・児童に関わるすべての大人が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知する。
- ・一旦いじめを認知した場合は、いじめ防止対策委員会が情報共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行う。
- ・関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。
- ・いじめの早期発見・早期対応に向けて教職員研修の充実や組織的な対応のための体制整備をする。

(3) 家庭・地域との連携

- ・神東小学校共育会、安全ボランティア、地域協育ネット、学校運営協議会等と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) 関係機関等との連携

- ・必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、教育委員会、こども支援課等に相談・連絡することで、情報共有体制の構築を目指す。
- ・法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル」、岩国市教育委員会青少年課、ヤングテレホン岩国などの学校以外の相談窓口を周知する。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

■ 1 いじめの防止等のために学校が実施する事項

(1) 「神東小学校いじめ防止基本方針」の策定

<体系的な取組に向けて>

- ・児童・保護者や地域の意見等を踏まえ、「神東小基本方針」を策定し、学校ウェブサイト等を活用し、公開する。また、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に必ず説明する。
- ・毎年度末に次年度の基本方針について改定を立案（P=plan）し、実践（D=do）、実情に即して適切に機能しているかを点検（C=check）し、必要に応じて見直す（A=action）。
- ・いじめ防止等のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成目標を設定し、達成状況を確かめる。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

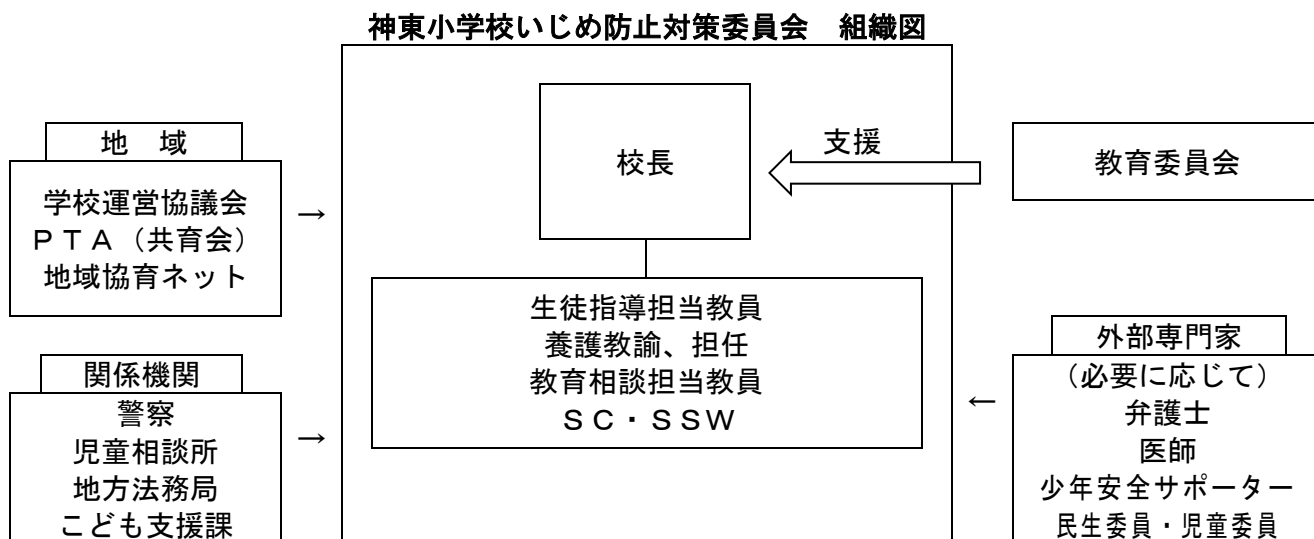
<計画的・具体的な取組に向けて>

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために「生徒指導年間計画」および「いじめの未然防止に向けたアクションプラン」（巻末の資料1，2）を立案し、全教職員で指導にあたる。
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方について、早期発見・早期対応に係るチェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ・成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するため山口県教育委員会作成の「問題行動対応マニュアル」を活用する。

(2) 「神東小学校いじめ防止対策委員会」の設置

国の基本方針が定める「いじめ対策組織」として「神東小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。校長・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・担任とする。必要に応じてスクールカウンセラー（以下、「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）、学校運営協議会委員等地域の学校関係者を組織に参画させ特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目によって状況の見立てを行う。

- ・いじめ防止対策委員会の役割について、明確に児童や保護者に伝える。



神東小学校いじめ防止対策委員会の役割

【未然防止】

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

(3) 人権が尊重された学校づくり

○ 学校の教育活動全体を通じた人権教育の取組

- ・教育活動全体を通して「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底する。
- ・互いの人格を尊重した態度や言動を身に付けられるよう、日々人権教育に取り組む。

○ 新たな人権課題へ向けた取組

- ・新型コロナウイルスなどの感染症の患者やその家族、濃厚接触者、関連する職業従事者への差別や偏見という新たな課題に対し、差別や偏見の心をもたないようにするための人権教育に取り組む。

(4) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

- ・学校の教育活動全体を通していじめの問題について考え、議論するなどし、「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図る。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

- ・「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した指導を行う。
- ・児童が集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

- ・社会貢献、自他の権利の尊重、暮らし方やふるまい方を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、社会奉仕体験活動の充実を図る。

(5) いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

①生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導の推進をする。

ア 積極的な生徒指導の展開

- ・ 自己指導能力を育成するために「生徒指導の3つの機能」を生かす。
 - 1) 児童生徒一人一人をかけがえのない存在としてとらえ、一人一人の存在を大切に、指導する。(自己存在感を与える)
 - 2) 教員と児童生徒および児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成する。(共感的人間関係を育成する)
 - 3) 児童生徒が、判断や行動の選択・決定、そして実行に責任をもつ場をできるだけ多く用意し、児童生徒がより適切に自ら判断して責任ある行動をとれるようにする。(自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する)

イ 教職員の資質能力の向上

- 積極的に校内研修会(事例研究、教育相談等)を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

ウ 生徒指導部会・いじめ防止対策委員会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、最低月1回、定期的を開催する。

エ 教育相談体制の確立

- ・ 児童の様子について、教職員間での情報共有を密にし、よさや頑張りを褒めて信頼関係を築き、教育相談週間(お話し週間)を学期に1回程度実施し、児童が話しやすい・相談しやすいと思えるよう開発的な援助を重視する。

オ 児童の行動観察

- ・ 給食(昼食)時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とふれあい機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

カ 児童の心の理解

- ・ 生活ノート(日記)、週一生活アンケート、生活ふりかえりアンケート(いじめチェックシート)を通して、児童の心を理解するよう努める。

キ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。
- ・ 家庭で「我が家のケータイ・スマホ・ゲームのルール」を作成し、学校に提出、学校が把握、家庭に返却する。

② すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成に全力で取り組む。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所

づくりに全力で取り組む。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
- ・ 授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていける授業づくりを行う。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりをする。

イ 道徳

- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を仕組む。
- ・ 人権教育とも深く関わっているいじめ問題を取り扱うことで、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりすることができるようにする。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていく。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場の設定を工夫する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範の醸成に全力で取り組む。

③ 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- 学校を家庭・地域社会にさらに開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を折に触れて家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
- ・ スマホや携帯電話、SNSの利用について情報モラル研修を開催する。（親子参加）

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・ PTA（共育会）はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

① 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多いため、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ いじめ防止対策委員会の常時活動により、学校生活全体をきめ細かく把握する。

- ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

② いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 全教職員が日頃から「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を児童や保護者・地域等に示す。
- いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを軽視・隠蔽することなく積極的に認知する。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察（書字や態度の乱れ・表情の変化等）や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ アンケートの結果や検証は次のように行う。
 - ①週一回生活アンケート実施→②即時把握→③気になる児童との個人面談→④生徒指導主任に報告→⑤全教職員で週内に共有→⑥対応についての協議等
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 必要に応じて、個別の教育相談を実施し、他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

③ 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

① 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応をする。
- いじめ防止対策委員会の常時活動により早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、積極的に外部専門家を活用する。
- 全校体制で早期の共有化を図り、いじめの解消に向けた取組を推進する。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。早期に全教職員と共有する。
 - ・ いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童への対応…複数の教職員が担当する（役割分担）。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員が担当する（役割分担）。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ PTA（共育会）等への働きかけ（必要な場合）…校長が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・生徒指導主任が担当する。

② 対応上の留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。（説得より納得できるよう指導する）
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導を徹底する。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかける。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うと

の認識し、注意深く見守る。

- ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をする。

③ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても同様に対応する。
- いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応して、被害の拡大を最小限に抑える。

④ 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実に向けて臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携を密にし、教職員の教育相談に係る資質能力向上および適切な個別支援をする。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導をする。

⑤ 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。学校は保護者の心情に寄り添い、共に最善を尽くす。

⑥ 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に向けて地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力をを行う。
 - ・ ＳＣやＳＳＷ等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家や、児童相談所、警察、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

(6) いじめの解消について

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性や被害児童はトラウマを抱える可能性も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察し続ける。

■ 2 重大事態への対応

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第2項）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態発生を市長及び県教委に報告する。

また、児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと調査・報告する。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の主体の決定

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があり、当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、当該学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員

会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

自殺の背景調査について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

いじめがその要因として疑われる場合等、遺族がより詳しい調査を望む場合は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、学校・市教委は自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、中立的な立場の調査委員会は、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行うこととする。

また、情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったとの決めつけや断片的な情報による誤解を与えることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

③ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

なお、学校が主体で調査を行った場合、調査結果について、外部専門家で構成する「いじめ問題調査委員会」が、必要に応じて検証活動を行うことがある。

その際には、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を盾に説明等を怠ることがあってはならない。

その説明等を踏まえて、いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

調査結果については、学校は教育委員会を通して市長へ速やかに報告を行う。

(3) 再調査及び措置等

学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査の進捗状況等及び結果については、いじめられた児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

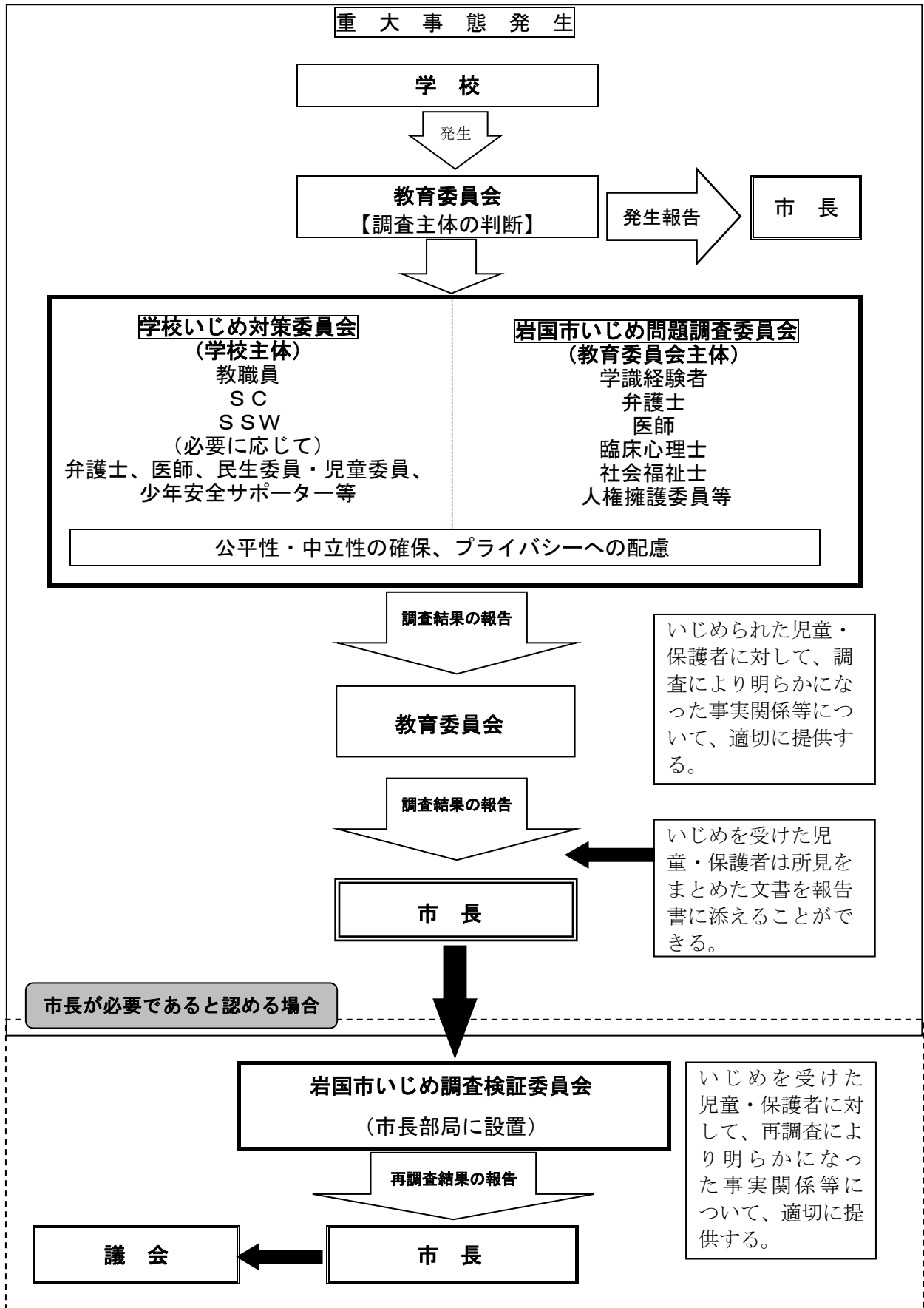
市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

市長は、学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、調査結果を市議会に報告する。

(4) 留意事項

- ・「いじめ問題調査委員会」による調査を実施する際には、学校及び教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。
- ・ 質問紙調査を実施するに当たっては、いじめを受けた児童・保護者に結果を提供する場合があることを踏まえ、調査対象の児童・保護者にあらかじめ説明するなどの措置を講じる。
- ・ 重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童はもとより、関係のあった児童は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。そのため、児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

○ 重大事態発生時の調査等のフロー



Ⅲ その他の重要事項

神東小いじめ防止対策委員会は、校内のいじめの状況等を踏まえ、「神東小学校いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

また、国や県、市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、神東小いじめ防止対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針を改訂していくこととする。

※ 市が設置する組織について

- 岩国市いじめ防止対策連絡協議会
- 岩国市いじめ問題調査委員会（教育委員会の附属機関）
- 岩国市いじめ調査検証委員会（市長の附属機関）

組織名	岩国市いじめ防止対策連絡協議会	岩国市いじめ問題調査委員会	岩国市いじめ調査検証委員会
設置者	教育委員会	教育委員会	市長
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のいじめ防止対策の情報共有 ・関係機関・団体の連携強化に関する協議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で起きた重大事態に関する調査・報告 ・重大事態に関する調査結果等も踏まえ、学校における「岩国市いじめ防止基本方針」の運用状況の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での重大事態の調査結果について再調査
組織	市内のいじめ問題に関係する機関・団体で構成 【定数】15名以内 【任命権者】教育委員会	【定数】7名以内 【任期】2年 【任命権者】教育委員会 ※県のFR事業を活用する。	【定数】5名以内 【任期】2年 【任命権者】市長
備考	○関係機関・団体で構成し、任期は設けない。	○調査後の対応 ・教育委員会を通じて調査結果を市長へ報告	○再調査後の対応 ・学校については議会に対し、再調査の結果報告が必要

※ 学校が設置する組織（必置）

組織名	学校いじめ対策委員会（仮称）
設置者	学校
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・改善 ・いじめの相談窓口、いじめに関する情報の収集と記録 ・いじめに関する情報があった時には緊急会議を開き、情報共有、事実関係の聴取、指導や支援の対応方針の決定、保護者との連携等 ・重大事態発生時において、調査の主体を学校が行う場合には、教育委員会の指導・助言のもと、この組織を母体としつつ当該事案の状況に応じて適切な専門家等を交えて調査を行う。
組織	(例)校長・教頭・生徒指導部会・担任・部活顧問・SC・SSW・学校運営協議会等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本委員会のリーダーである校長に、児童の様子等が日常的に集約されることが体制づくりの前提となる。 ・学校における様々な活動を、いじめ防止の観点から検証し、改善につなげることができるだけ機動的な組織として位置付けることが必要である。

IV 巻末資料

1 生徒指導年間計画

月	生活目標	道徳性指導	保健指導	安全指導	児童理解	備考
4	みんな仲良く 協力し合おう	・正直・誠実 ・個性の伸長 ・親切・思いやり ・友情・信頼 ・相互理解・寛容 ・集団生活の充実 ・国際理解・親善	・健診の目的と受け方 ・保健室の利用の仕方 ・便所の使い方 ・手の洗い方	・登下校時の安全 ・学校生活のルール ・道具の使い方	・家庭環境調査 ・家庭訪問 ・要録確認 ・健康診断 ・児童理解の会 ・週1アンケート	・1学期の計画 ・学校のきまり ・授業の受け方 ・係や委員会活動 ・縦割り班活動
5	きまりを守り、 安全にすごそう	・善悪の判断 ・自律 ・自由と責任 ・節度 ・規則の尊重 ・よりよい学校生活	・けがの防止と処置 ・熱中症の予防 ・身体・衣服の清潔 ・心と体の成長	・安全な運動具の使用 ・休み時間の過ごし方 ・廊下の安全な歩行	・日記 ・健康診断 ・運動会練習 ・児童理解の会 ・週1アンケート ・いじめチェックシート	・図書利用指導 ・家庭学習の手引 ・ノート指導 ・学習規律
6	言葉遣いに 気をつけ、礼儀 正しくしよう	・礼儀 ・伝統と文化の尊重	・熱中症の予防 ・むし歯の予防 ・梅雨時の衛生 ・プールでうつる病気 ・疾病の早期治療	・雨の日の歩行 ・雨の日の過ごし方 ・プールの利用の仕方	・日記 ・健康観察 ・健康診断 ・児童理解の会 ・週1アンケート	・意見発表の仕方 ・敬語の使い方 ・作文指導
7	進んで みんなのために なることを しよう	・公正 ・公平 ・社会正義 ・公共の精神 ・家庭生活の充実	・夏休みの過ごし方 ・熱中症の予防 ・病気を治そう	・夏休み中の安全 ・自転車の整備 ・危険な場所や遊び ・SNS とのつきあい方	・個人懇談 ・夏休みの計画 ・手伝い調べ ・週1アンケート ・読書傾向調査	・1学期の反省 ・家での仕事分担 ・大掃除
9	心と体を 鍛えよう	・勤労 ・生命の尊さ ・感動・畏敬の念 ・よりよく生きる喜び	・夏休みの生活の反省 ・けがの防止と処置 ・身体・衣服の清潔	・登下校時の安全 ・修学旅行時安全指導 ・害獣と畏の危険 ・自転車の整備	・健康観察 ・夏休みの反省 ・児童理解の会 ・週1アンケート	・2学期の計画 ・行事準備 ・読書感想文
10	しっかり 本を読もう	・真理の探究 ・国や郷土を愛する態度	・目の衛生 ・良い姿勢 ・読書時の保健指導	・社会見学時安全指導 ・野外活動時安全指導 ・校内での過ごし方 ・災害時の行動の仕方	・週1アンケート ・児童理解の会 ・読書タイム	・図書利用指導 ・作文指導 ・読書感想文
11	進んで学習に とりくもう	・希望と勇気 ・努力と強い意志	・うがい手洗い指導 ・寒い時の服装	・災害時の行動の仕方 ・情報モラル	・宿題・日記 ・自学ノート ・児童理解の会 ・週1アンケート ・いじめチェックシート	・自主学習の仕方 ・リーダー学習
12	何事も 根気強く やり抜こう	・希望と勇気 ・努力と強い意志 ・真理の探究 ・家庭生活の充実	・室内の換気 ・やけどの応急処置 ・冬休みの生活	・暖房の安全な使い方 ・校内での過ごし方 ・冬休み中の安全 ・SNS とのつきあい方	・個人懇談 ・冬休みの計画 ・児童理解の会 ・読書傾向調査 ・週1アンケート	・2学期の反省 ・家での仕事分担 ・大掃除
1	寒さに負けず がんばろう	・節度 ・節制 ・努力と強い意志	・冬の健康と生活 ・かぜの予防 ・感染症の予防	・登下校時の安全 ・災害時の安全 ・害獣と畏の危険	・冬休みの反省 ・新年の誓い ・児童理解の会 ・週1アンケート	・3学期の計画 ・行事準備
2	物を大切に、 いかして使おう	・節制 ・自然愛護	・良い姿勢 ・室内の換気 ・衣服の調整 ・感染症の予防	・凍結時の安全 ・踏切と信号の渡り方 ・交通ルールと標識	・教育相談 ・児童理解の会 ・週1アンケート ・読書傾向調査 ・10才のつどい	・学習用具の整理 ・行事準備
3	感謝の気持ち を持とう	・感謝 ・家族愛 ・家庭生活の充実	・健康生活の反省 ・感染症の予防 ・耳の健康	・春休みの生活指導 ・自転車の整備 ・けがの予防 ・SNS とのつきあい方	・1年間の反省 ・春休みの計画 ・週1アンケート ・児童理解の会	・行事準備 ・大掃除 ・1年間の反省 ・新年度への決意

2 いじめの未然防止に向けたアクションプラン

岩国市立神東小学校

いじめ未然防止に向けた年間取組計画 (アクションプラン)

令和8年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
行事等	・新任式・卒業式・入学式・参観日・学校運動会・共有会総会・学校運動会協議会・家庭訪問・探検・全国学力・学習状況調査・道徳訓練(不審者)及び引渡し訓練	・春運動会・お楽しみ運動会・交通安全運動・交通安全教室・探検・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・体カテスト・校外リレー・クラフト活動・七夕集会・スマイル安全教室・地区児童会・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・登校日・校外リレー・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・登校日・校外リレー・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・登校日・校外リレー・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・登校日・校外リレー・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室	・探検日・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室・交通安全教室
通年	月：読書タイム/水：生活アンケート、しんどうタイム (自主学習の時間) /月～金：お花タイム (1人1鉢、学級園、テザン花壇のお世話) /金：プレゼンタイム・しんどうタイム (考えや思いを表現、学習の成果を発表する活動) 業間：健康時間での一輪車練習・みんな遊び/委員会活動/毎月2,3日は親子読書の日 (読書記録) /毎月1回探検鳥の会/毎月1回児童理解の会/毎月1回地域のよなお話ランド												
アクションプランについて	アクションプラン共通理解生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	生活アンケート	
許さない心	行：チャレンジ目標校長及び訓話	行：③④と子どもの落し物	行：教育相談アンケート	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	行：校外リレー作戦	
いじめの未然防止	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
情報モラル	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	総：iPadの使い方	
自己肯定感・有用感	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 学：係活動 行：縦割り班活動 ①～④所屬感⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	行：1年生を迎える会(感謝と祝福の気持ちを伝える) 行：運動会(チームの一員としての役目を果たす)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)	行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分) 行：校外リレー作戦(地域のために役に立つ自分)
コミュニケーション能力	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	道：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①～⑥:実施学年 道:道徳 行:学校行事 学:学級活動 委:委員会活動 総:総合的な学習の時間 SHR:朝の会や帰りの会 家庭や地域と連携した取組 GHP:SC活用による「思春期グローバルイングリッシュ」

3 「生活アンケート」の取り扱いについて

週一アンケートの扱いについて（岩国市教育委員会青少年課の所管説明より抜粋）

- 1 週一アンケートにおいて訴えがあった場合には、学校いじめ防止基本方針にそって、校内いじめ対策委員会により、検証及び検討を行い、組織的に対応する。
- 2 校内いじめ対策委員会での検証・検討及び対応の状況を記録する。
- 3 訴えがあったアンケート及び記録については、その生徒が卒業するまで残しておく。
なお、小学校においては、訴えがあったアンケート及び記録は、当該児童が中学を卒業するまで保管する。

（注意点）

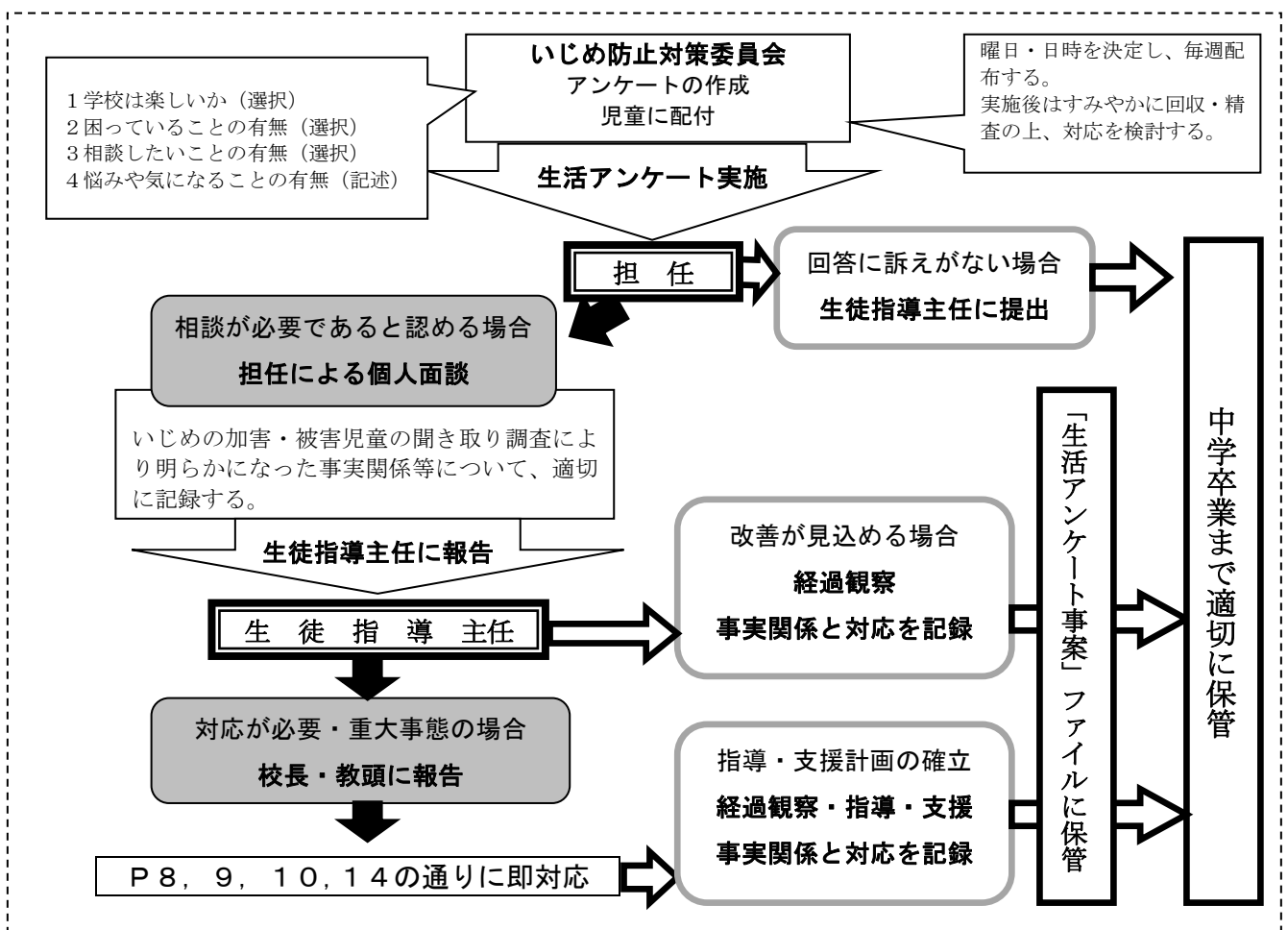
市教委としては、特段の訴えがなかったアンケートについても、「訴えがなかった」という事実が伝わる貴重な資料であることから、当該児童生徒が卒業するまでは、保管することが望ましいと考えている、学校の実情等によって、破棄する場合には、個人情報に配慮した上で適切に廃棄する。（小学校においては、可能であれば、当該学年の児童が中学校を卒業するまで保管する）

本校では、いじめ防止対策委員の計画・立案により、「生活アンケート」を作成し、週1回実施する。訴えの有無にかかわらず、全児童が中学を卒業するまで保管することとする。訴えのあったアンケートは、事実関係と対応を記録し、「生活アンケート 事案」ファイルに綴じる。

※保管場所は、年度始めの第一回目のいじめ防止対策会議において生徒指導主任より提案し、同意を得た上で決定する。委員全員で共通理解をしておく。**（基本は保健室入って右の倉庫）**

※「生活アンケート 事案」ファイルは、金庫に保管する。

※中学卒業児童分は、その年度の生徒指導主任が確認し、シュレッダーにて破棄する。



4 リーフレット「いじめ防止・根絶」～社会総掛かりでの取組に向けて～ より抜粋

(平成27年3月山口県教育委員会)

- ◆ 家庭や地域でかかわるすべての大人が、「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識をもち、小さなサインを見逃さず、いじめを認知した場合には、一刻も早く安心・安全な生活が送られるよう、学校や関係機関と連携し、適切な支援をすることが大切です。
- ◆ 対応の際、いじめられている子どもに対する、「あなたにも悪いところがある」「いじめに負けるな」「あなたが強くなればいい」などの発言は不信感を与え、かえって子どもを追いつめる場合があります。子どもの気持ちをしっかりと受け止め、「いじめは絶対に許されない」「あなたを絶対を守る」ことを伝えるとともに、早期に学校・関係機関へ相談しましょう（相談窓口一覧参照）。
- ◆ 小学校から中学校への移行期には、学習や部活動、人間関係等の様々な環境の変化や、思春期の芽生えによる心と体の発達などを背景に、いじめ等の問題行動や不登校が急増します。総合的に子どもを理解し、子どもの心身の成長の過程に即した支援をすることが必要です。

いじめに関する子どもの小さなサイン チェックリスト

★いじめられている子どものサイン★

【日常の変化】

- 何となく子どもの態度がおかしい
- 沈みがちで、表情がさえない
- おどおどして、何かにおびえている
- 感情の起伏が激しくなり、いつもイライラしている
- あいさつをしても返事が返ってこない
- 言葉遣いが荒くなる
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる
- 身体にアザや引っかき傷がある
- 食欲が落ち、眠れない日が続く
- 登校をいやがったり、登校時に不調を訴えたりする
- 自分の部屋に閉じこもることが多い
- ノート等に悩みを書き込んでいる
- 自殺をほのめかす言葉を口にする
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う

【家族との関係の変化】

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする
- 家族と口をきかなくなる
- 弟や妹、ペットをいじめる

- 今までにない甘え方をする

【対人関係の変化】

- 友だちが遊びに来なくなる
- 外へ出て遊ぼうとしなくなる
- 学校のことを話したがない
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいと言う
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない

【持ち物の変化】

- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
- 持ち物に落書きされる
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている
- 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする

★いじめている子どものサイン★

- 友だちへの応対が命令口調になっている
- 与えた以上のお金を持っている
- 買い与えていない物を持っている